

保護者の皆様へ

令和6年度

## 茨城県育英奨学生募集（在学採用）

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象に茨城県育英奨学生の募集をしています。

申込みを希望される方は、担任の先生等に相談のうえ、学校を通して申請してください。

### 募 集 概 要

- 1 対象者 保護者が茨城県内に居住しており、本人が高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（修業年限2年以上に限る。）に在学している者。  
※在学している学校は、県内・県外を問いません。

- 2 貸与月額

区 分		月 額
国公立	自宅通学	18,000 円
	自宅外通学	23,000 円
私 立	自宅通学	30,000 円
	自宅外通学	35,000 円

※ 年4回（初年度は3回）に分けて預金口座（本人名義）へ振込

- 3 申請手続 募集要項は各学校にあります。担任の先生等に申し出て申請書などを受け取り、必要書類をそろえて学校に提出してください。  
※ 年間所得を確認する資料（所得証明書）等を提出する必要がありますので、早めに準備してください。

- 4 提出期限 令和6年5月24日（金）県教育委員会締切  
※ 生徒から学校への提出期限は学校ごとに設定しています。

- 5 返還方法 貸与終了日から6か月据置後、10年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）で返還していただきます。  
大学等に進学したときは、返還期限猶予の申出ができます。  
奨学金は無利子ですが貸付金なので、全額返還していただきます。

☆皆さんの返還金が、後輩たちの奨学資金となります☆

水戸市笠原町978番6（〒310-8588）  
茨城県教育庁学校教育部高校教育課  
TEL 029-301-6045

- 成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」の奨学生募集は5～6月を予定しております。
- 保護者の失業等、家計の急変により緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる「緊急採用」の制度もあります。必要が生じた場合には、各学校の奨学金担当の方にお問い合わせください。

保護者の皆様へ

(参考)

茨城県教育委員会が実施している高校生等を対象とした奨学金

今回募集している育英奨学資金以外の制度もありますので、高等学校等の担任の先生等に御相談ください。  
なお、それぞれの奨学金は、併願はできますが併給はできません。

(令和6年3月現在)

名 称	茨城県育英奨学資金	茨城県高等学校等奨学資金	茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金																						
目 的	優秀な生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し学資を貸与し、有為な人材の育成を図る。	勤勉意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し学資を貸与し、もって教育の機会均等に資する。	勤労青少年で経済的理由により修学が困難な者に対し学資を貸与し、もって勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等に資する。																						
貸与の 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校（特別支援学校を含む。）、専修学校高等課程（修業年限2年以上）の生徒</li> <li>1 県内に居住する者の子弟</li> <li>2 人物・学業ともに優れていること</li> <li>3 経済的理由により修学困難なこと</li> <li>4 母子寡婦福祉法による修学資金及び県教育委員会が実施する他の修学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul> <p>・成績基準：評定平均3.5以上 ※特例推薦該当者は基準緩和 ・家計基準：約737万以下（給与収入）（4人世帯例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校、高等専門学校の生徒</li> <li>1 県内に居住する者の子弟</li> <li>2 勉学意欲があること</li> <li>3 経済的理由により修学困難なこと</li> <li>4 母子寡婦福祉法による修学資金及び県教育委員会が実施する他の修学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul> <p>・成績基準：なし ・家計基準：約439万以下（給与収入）（4人世帯例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校（定時制・通信制）の生徒（勤労青少年）</li> <li>1 県内の定時制・通信制高校在学者（広域通信制の場合は県内在住）</li> <li>2 経済的に修学困難な有職者</li> <li>3 通信制及び単位制は年間18単元以上履修者</li> <li>4 日本学生支援機構奨学金及び県教育委員会が実施する他の修学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul> <p>・成績基準：なし ・家計基準：約535万以下（給与収入）（4人世帯）</p>																						
貸与額 (予定)	<p>(無利子) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自 宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td>18,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>30,000</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自 宅	自宅外	国公立	18,000	23,000	私 立	30,000	35,000	<p>(無利子) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自 宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td>18,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>30,000</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自 宅	自宅外	国公立	18,000	23,000	私 立	30,000	35,000	<p>(無利子) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4年</td> <td>14,000</td> </tr> </tbody> </table>	学 年	月 額	1～4年	14,000
区 分	自 宅	自宅外																							
国公立	18,000	23,000																							
私 立	30,000	35,000																							
区 分	自 宅	自宅外																							
国公立	18,000	23,000																							
私 立	30,000	35,000																							
学 年	月 額																								
1～4年	14,000																								
採用区分	予約採用（中学3年生、10月頃募集） 在学採用（4月頃募集） 緊急採用（随時募集）	在学採用（5月頃募集）	在学採用（5月頃募集）																						
貸与期間	正規の修業期限（緊急採用は当該年度）	正規の修業期限（毎年申請）	通算48月（毎年申請）																						
保 証 人	連帯保証人2人	同左	同左																						
返還期間	貸与終了月から6箇月経過後、10年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）	貸与終了月から6箇月経過後20年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）	貸与終了月から6箇月経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦（毎月）又は半年賦（年2回）																						
返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、傷病等で返還が困難となったとき。</li> <li>・大学等に在学するとき。</li> </ul>	同左	同左																						
返還免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は心身の障害によって返還ができなくなったとき。</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・卒業又は高等学校卒業程度認定試験合格</li> </ul>																						

※高校生等を対象とした奨学金貸与事業は、市町村等でも実施しているところがありますので、お住まいの市町村等へお問い合わせください。

※母子家庭の場合、母子・父子・寡婦福祉貸与金（修学資金）制度がありますので、お住まいの市町村福祉課へ御相談ください。

※一定の所得額以下の世帯を対象とした生活福祉資金貸与制度もありますので、お住まいの市町村社会福祉協議会へ御相談ください。

茨城県教育委員会

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp>